

初指定！！

特定景観形成歴史的建造物として、 第1号の指定をしました！

～ 旧円通寺客殿(旧木村家住宅主屋) ～

横浜市では、魅力ある都市景観の創造を推進する上で特に重要な歴史的建造物を指定することができる制度として、平成25年12月に横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（景観条例）の一部を改正し、「特定景観形成歴史的建造物制度」を新設しました。

このたび、制度適用の第一号案件として、「旧円通寺客殿（旧木村家住宅主屋）」を指定しましたので、お知らせします。

今後は、金沢八景駅周辺のまちづくりの中で、（仮称）金沢八景西公園の施設として整備します。

■ 旧円通寺客殿（旧木村家住宅主屋）（きゅう・えんつうじきやくでん(きゅう・きむらけじゆうたくしゅおく)）

旧円通寺客殿は、江戸時代後期に建てられた茅葺屋根をもつ歴史的建造物です。

その裏山とが織り成す景観は、金沢八景駅のホームから直接眺められ、当地の特徴ある景観として市民に親しまれています。また、それらの景観は往時の金沢八景の情景を現代に伝えるものであり、地域の歴史、風土を知る上で貴重な遺構となっています。

【所在地】 横浜市金沢区瀬戸20番3号（裏面地図）

【種類】 古民家

【設計・施工】 不詳

【構造・規模】 木造平屋建 寄棟造 茅葺き
桁行5.5間 梁間5.5間
妻側に2.5間×2.0間式台付

【建築年】 江戸時代後期

【歴史を生かしたまちづくり要綱に基づく歴史的建造物の認定年月日】 平成9年3月6日

【景観条例に基づく特定景観形成歴史的建造物の指定年月日】 平成28年2月25日



金沢八景駅からの景観

◆景観条例に基づく特定景観形成歴史的建造物制度について

本制度は、歴史的景観の魅力を生かした、文化・観光施設や飲食店など都市の魅力向上や活力創出に資する施設への利活用を推進するものです。

歴史的建造物は、活用のために用途変更を伴う大規模な改修などを行おうとすると、建築基準法への適合が課題となる場合が多くみられます。本制度による指定を基に建築審査会の同意を得ることで、建築基準法を適用除外とすることができ、歴史的建造物の価値を残したまま、バランスのとれた保全と利活用の検討も可能となります。

お問合せ先

景観条例に関すること	都市整備局景観調整課長	飯島 悦郎	Tel 045-671-2006
歴史を生かしたまちづくり要綱に関すること	都市整備局都市デザイン室長	綱河 功	Tel 045-671-2009
公園整備に関すること	環境創造局公園緑地整備課長	藤田 辰一郎	Tel 045-671-2614

（裏面あり）

■所在地地図

